

令和8年度介護の魅力発信事業委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領

1 提出書類

- ①企画提案書 10部（正本1部、副本9部）
- ②その他参考資料 10部（正本1部、副本9部）

2 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限ります。）

3 提出期限

令和8年6月15日（月）17:00 必着

※この期限までに必要書類の全ての提出がないものは、受付することが出来ませんのでご注意ください。

4 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県子ども・福祉政策部 長寿社会課 近藤・飛澤・田上
TEL：088-823-9631

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。（ただし、直接持参いただいた場合を除きます。）

6 企画提案のポイント

（1）事業の目的

少子高齢化の進行により、介護サービスの担い手確保が喫緊の課題となっており、現役世代の人口減少が本格化する中、質の高い人材を安定的に確保するためには、介護の仕事についての正しい認識を広め、業界のイメージアップを図るとともに、介護を身近なものとして捉えてもらうことが重要になっている。このため、「高知県福祉・介護事業所認証評価制度」の取組、本県が全国に先駆けて取り組んできた「ノーリフティングケア」やデジタル化など介護職場の就労環境について、県民に正しく認識していただくための情報発信を行う。

また、介護の魅力発信プロジェクト「KAiGO PRiDE」を活用した介護の仕事の魅力や専門性の発信を行う。

さらに、介護の仕事の魅力や専門性について、将来の担い手となる若い世代やその保護者等の理解促進を図るため、「こうち介護の日」ポスター・作文コンテスト、介護の日の広報を実施する。

（2）現状の問題点、課題

介護ニーズの増大に伴い、現場での介護サービスの担い手の安定的な確保が課題

となる中、介護の仕事については、賃金が低く、仕事がつい、離職率が高いといったネガティブなイメージが根強くあり、福祉・介護の仕事の魅力や専門性、本県における介護現場の就労環境の改善状況が県民に正しく伝わっていません。

平成30年度に県が創設した「高知県福祉・介護事業所認証評価制度」の県民の認知度は低い状況にあります。この制度は、県内で魅力ある福祉・介護の職場づくりを推進するとともに、就職先を検討する際や福祉・介護サービスの利用先を検討する際に、多数の事業者の中から魅力ある事業所を選択する指標となることを目指していますが、認知度が低いため、こうした目的を十分に達成できていない状況にあります。近年、認証を取得する法人数が伸び悩んでいることから、各事業所に認証取得により得られるメリットを実感していただくことにより認証取得を促進し、県内で魅力ある福祉・介護職場を増やしていく必要があります。

また、子どもが介護の仕事に興味を持ったとしても、ネガティブなイメージを持つ教員や保護者が介護分野への入職を引き留めている実態があるため、ノーリフティングケアやデジタル化など介護職場の就労環境を正しく認識していただき、介護の仕事の魅力や専門性を発信することにより、介護の仕事に対するネガティブなイメージを払拭することが必要となっています。

(3) 特に提案を求めるポイント

I 介護の魅力発信事業

ア 「高知県福祉・介護事業所認証評価制度」の県民認知度を向上させるための企画内容

イ 介護の仕事のイメージアップのための企画内容

II 介護の日イベント開催事業

ア 介護の日の普及啓発に効果的な広報内容

7 企画提案書に記述する内容

(1) 様式

A4又はA3の用紙を使用し、A3の用紙を使用する場合にはA4の大きさに折って編纂してください。記載方法は自由。表紙を含めて20ページ以内にまとめてください。

(2) 表紙

企画書提案事業者名、代表者名、所在地、担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを記入してください。

(3) 提案内容

1	企画全体の基本的な考え方及び想定される効果	・本委託業務の目的を踏まえ、事業者が考えるコンセプトを明示すること。明示したコンセプトに基づき、各事業を一体的に企画提案するとともに、企画内容によりどのような効果が想定されるのか記載すること。
---	-----------------------	--

2	業務推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務を実施するための実施体制について、職名、職員数、役割分担等を明示すること。 ・再委託先が存在する場合は、その明確な役割分担を記載すること。
3	業務全体のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務を実施するためのスケジュールについて明示すること。
4	企画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の項目ごとに、内容、実施時期、期間、回数、数量等を明示すること。 ・広報内容や実施時期等については、効果的であると提案した理由も記載すること。
5	経費見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に基づき委託業務を発注した場合の見積額を具体的に記載すること。

8 その他参考資料

審査に必要となる以下の資料を提出してください。なお、該当がないものは提出不要です。

- (1) 「高知県ワークライフバランス推進企業認証書」の写し
- (2) 特設サイト「高知のイマドキ夫婦はブタン夫婦」の「こうち男性育休推進企業」紹介ページに掲載されている自社の情報をプリントアウトしたもの
- (3) 「こうちSDGs推進企業登録証」の写し
- (4) 「パートナーシップ構築宣言」の写し（国の「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」に掲載したもの）

9 企画提案についての留意事項

- (1) 企画提案書は1者1提案までとします。
- (2) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (3) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。
 - ア 虚偽の内容が記載されているもの
 - イ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの
- (4) 提案書の内容等については、協議のうえ変更・調整することがあります。
- (5) 提案書類は、著作権・意匠権等の問題が生じないように配慮してください。